



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 11 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例

○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………（デジタル推進課） 1

頁

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………（総務課） 3
○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課） 11

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 改正の理由及び主な内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第7号）

1 改正の理由及び主な内容

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することを内容とする刑法の改正等が行われたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年6月1日から施行することとしました。

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

1 改正の理由及び主な内容

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3)・(4) [略]

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 [略]	
2 知事	宮崎県私立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5・6 [略]	
7 教育委員会	公立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	県立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 知事	生活保護法の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第 134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給又は難病の患

改正後

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(3)・(4) [略]

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 [略]	
2・3 [略]	

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報

		者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
2 知事	宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、生活保護法による保護の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
3 知事	[略]	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）による精神障害者保健福祉手帳又は生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの	知事	[略]	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）による精神障害者保健福祉手帳又は生活保護法（昭和25年法律第 144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 年金（第2号又は第3号の場合にあっては通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときはその権利を消滅する。 (1) [略]	第7条 年金（第2号又は第3号の場合にあっては通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときはその権利を消滅する。 (1) [略]

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮</u>の刑に処せられたとき (3) [略] 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く）に因り、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退職年金を除く。）は消滅する。但し、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職に因って生じた権利のみ消滅する。 第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。 (1)・(2) [略] (3) 吏員が、退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪のときを含む引き続いた在職年月数 (4) [略] 第33条 吏員が次の各号の一に該当するときは、その引き続いた在職について年金又は一時金を受ける資格を失う。 (1) [略] (2) 在職中<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 第39条の2 退職年金又は公務傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 第55条 遺族年金を受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは遺族年金はこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 2 前項の規定は<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由が発生した場合についてこれを準用する。	(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたとき (3) [略] 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く）に因り、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退職年金を除く。）は消滅する。但し、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職に因って生じた権利のみ消滅する。 第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。 (1)・(2) [略] (3) 吏員が、退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪のときを含む引き続いた在職年月数 (4) [略] 第33条 吏員が次の各号の一に該当するときは、その引き続いた在職について年金又は一時金を受ける資格を失う。 (1) [略] (2) 在職中<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 第39条の2 退職年金又は公務傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 第55条 遺族年金を受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは遺族年金はこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 2 前項の規定は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由が発生した場合についてこれを準用する。
--	---

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和28年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（失職の特例） 第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 [略]	（失職の特例） 第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 [略]

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) [略] 6～10 [略] (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合であっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) [略] 2～6 [略] (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けること	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) [略] 6～10 [略] (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合であっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) [略] 2～6 [略] (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けること

ができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（１） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

（２）・（３） 〔略〕

2～6 〔略〕

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 〔略〕

（宮崎県統計条例の一部改正）

第4条 宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則）	（罰則）
第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
（１）・（２） 〔略〕	（１）・（２） 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
第16条 第14条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第16条 第14条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
（１）・（２） 〔略〕	（１）・（２） 〔略〕

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当）	（期末手当）
第5条 〔略〕	第5条 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、一般職の職員の例による。	4 期末手当の支給日の前日までに拘禁刑以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、一般職の職員の例による。

（市町村立学校職員の分限に関する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年宮崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（失職の特例）	（失職の特例）

第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。	第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。
2 [略]	2 [略]
(建設業審議会条例の一部改正)	
第7条 建設業審議会条例（昭和31年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(委員の欠格条項)	(委員の欠格条項)
第3条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	第3条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
(3) [略]	(3) [略]
(宮崎県立自然公園条例の一部改正)	
第8条 宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(指定認定機関)	(指定認定機関)
第21条 [略]	第21条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。	3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法若しくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）若しくはこの条例若しくは宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例（昭和48年宮崎県条例第14号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は自然公園法若しくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）若しくはこの条例若しくは宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例（昭和48年宮崎県条例第14号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
(5)・(6) [略]	(5)・(6) [略]
4～6 [略]	4～6 [略]
(罰則)	(罰則)
第51条 第12条第1項又は第30条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第51条 第12条第1項又は第30条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
第53条 第24条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 第24条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
(宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)	
第9条 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(年金の支給停止)	(年金の支給停止)
第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される制度加入障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事実の発生の日の属する月の翌月から当該事実の消滅の日の属する月の前月までの期間、年金の支給を停止する。	第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される制度加入障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事実の発生の日の属する月の翌月から当該事実の消滅の日の属する月の前月までの期間、年金の支給を停止する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき	(2) 拘禁刑に処せられ、その執行を受けているとき。

。 (3) 〔略〕	(3) 〔略〕
-------------------	---------

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第10条 知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（支給の制限等） 第6条 〔略〕 2 退職手当条例第2条の2及び第12条から第18条まで（第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）並びに第17条第5項を除く。）の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）第6条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、知事が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあっては、退職手当条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「 <u>禁錮</u> 」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 〔略〕	（支給の制限等） 第6条 〔略〕 2 退職手当条例第2条の2及び第12条から第18条まで（第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）並びに第17条第5項を除く。）の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。））」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）第6条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、知事が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあっては、退職手当条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「 <u>拘禁刑</u> 」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 〔略〕

（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例の一部改正）

第11条 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例（昭和48年宮崎県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第44条 第28条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第45条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕	第44条 第28条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第45条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕

（宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部改正）

第12条 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第29条 第19条第1項、第19条の3第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 第19条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 3～6 〔略〕	第29条 第19条第1項、第19条の3第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 第19条第2項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 3～6 〔略〕

（宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第13条 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 〔略〕	（罰則） 第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 〔略〕

（宮崎県屋外広告物条例の一部改正）

第14条 宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第46条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	第46条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]
(うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部改正)	
第15条 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例(平成7年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(登録の拒否) 第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) [略] (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (3)～(8) [略] 2 [略] (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]	(登録の拒否) 第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (3)～(8) [略] 2 [略] (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]
(宮崎県情報公開条例の一部改正)	
第16条 宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(罰則) 第28条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第28条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
(教育長の給与等に関する条例の一部改正)	
第17条 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 期末手当の支給日の前日までに <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、一般職の職員の例による。	(期末手当) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 期末手当の支給日の前日までに <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、一般職の職員の例による。
(宮崎県砂防指定地管理条例の一部改正)	
第18条 宮崎県砂防指定地管理条例(平成15年宮崎県条例第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 若しくは <u>禁錮</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]
(宮崎県野生動植物の保護に関する条例の一部改正)	
第19条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例(平成17年宮崎県条例第84号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 〔略〕

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 〔略〕

(1)・(2) 〔略〕

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 〔略〕

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第20条 行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則)	(罰則)
第17条 第5条第1項（第7条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第17条 第5条第1項（第7条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第21条 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則)	(罰則)
第24条 第13条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第24条 第13条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕
4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
2～5 〔略〕	2～5 〔略〕
6 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	6 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と

、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。 （旅費） 第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）の規定を準用する。 （1）～（3） 〔略〕 2 前項ただし書の場合において、知事は法に規定する内閣総理大臣等（別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、その他の者）に、副知事は法に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。	（期末手当） 第5条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の支給日の前日までに拘禁刑以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。 （旅費） 第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の法」という。）</u> の規定を準用する。 （1）～（3） 〔略〕 2 前項ただし書の場合において、知事は <u>改正前の法</u> に規定する内閣総理大臣等（別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、その他の者）に、副知事は <u>改正前の法</u> に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（外国旅行の旅費） 第31条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。 別表第1（第19条、第20条、第22条関係） 〔略〕 備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程	（外国旅行の旅費） 第31条 外国旅行の旅費については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u> に規定する国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。 別表第1（第19条、第20条、第22条関係） 〔略〕 備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち <u>国家公務員等の旅費支給規程</u>

（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）第14条に規定する地域及び省令第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「改正前の省令」という。）第14条に規定する地域及び改正前の省令第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用弁償） 第5条 議会の議員の費用弁償については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用弁償の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>法</u>」という。）の規定を準用する。 （1）～（3） [略] 2 前項ただし書の場合において、議長は<u>法</u>に規定する内閣総理大臣等（<u>法</u>別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、その他の者）に、副議長及び議員は<u>法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。 3 [略]	（費用弁償） 第5条 議会の議員の費用弁償については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用弁償の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>改正前の法</u>」という。）の規定を準用する。</u> （1）～（3） [略] 2 前項ただし書の場合において、議長は<u>改正前の法</u>に規定する内閣総理大臣等（別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、その他の者）に、副議長及び議員は<u>改正前の法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。 3 [略]

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 [略] 2 [略] 3 期末手当は、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の2第8項の規定により免職された者又は禁錮以上の刑に処せられたため同条第10項の規定により失職した者には、支給しない。 4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。 （旅費） 第7条 企業局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>法</u>」という。）の規定を準用する。 （1）～（3） [略] 2 前項ただし書の場合において、企業局長は、<u>法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。	（期末手当） 第5条 [略] 2 [略] 3 期末手当は、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の2第8項の規定により免職された者又は<u>拘禁刑以上の刑に処せられたため同条第10項の規定により失職した者には、支給しない。</u> 4 期末手当の支給日の前日までに<u>拘禁刑以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。</u> （旅費） 第7条 企業局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>改正前の法</u>」という。）の規定を準用する。</u> （1）～（3） [略] 2 前項ただし書の場合において、企業局長は、<u>改正前の法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 期末手当は、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の2第8項の規定により免職された者又は禁錮以上の刑に処せられたため同条第10項の規定により失職した者には、支給しない。 4 期末手当の支給日の前日までに禁錮以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。 （旅費） 第7条 病院局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>法</u>」という。）の規定を準用する。 （1）～（3） 〔略〕 2 前項ただし書の場合において、病院局長は、<u>法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。	（期末手当） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 期末手当は、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の2第8項の規定により免職された者又は拘禁刑以上の刑に処せられたため同条第10項の規定により失職した者には、支給しない。 4 期末手当の支給日の前日までに拘禁刑以上の刑に処せられた場合、起訴をされた場合、逮捕された場合等の期末手当の取扱いについては、職員の例による。 （旅費） 第7条 病院局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「<u>改正前の法</u>」という。）</u>の規定を準用する。 （1）～（3） 〔略〕 2 前項ただし書の場合において、病院局長は、<u>改正前の法</u>に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中知事等の給与及び旅費に関する条例第5条第4項、第4条中企業局長の給与及び旅費に関する条例第5条第3項及び第4項並びに第5条中病院局長の給与及び旅費に関する条例第5条第3項及び第4項の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

